

# 小学生スポーツ活動 ガイドライン

鳥取市教育委員会



## ～はじめに～

小学生にとってスポーツ活動は、指導者や地域の方々とふれあいながら友達とのチームワークを大切にしたり、自主性や苦しさに負けない忍耐の心を養うなど、人として大切なものが身につく大変有意義な取り組みです。かつては本市の小学校でも、体育の授業に加えて多くのスポーツ種目がクラブ活動として取り組まれていましたが、少子化や学校週5日制などの時代の流れとともに、現在ではその多くが、学校から種目団体や地域へと活動の場を移しています。

新たな活動の場が生まれてきた根源にあるのは、「子どもたちにスポーツのすばらしさを教えたい」「心身とも立派に育ててもらいたい」といった関係者の熱い思いに他なりません。こうした周りの支えこそ子どもたちの好ましい成長発達に欠かせないものだと考えます。

しかしながら、鳥取県内の一部のスポーツ少年団で体罰事案が発生したり、本市のスポーツクラブでもその活動が過熱する傾向が見受けられました。そのため、鳥取市教育委員会では平成25年7月の「鳥取市スポーツ推進審議会」による提言を基本にガイドラインを取りまとめたものです。スポーツ活動に関わる保護者や関係者におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解のうえ、子どもたちがスポーツ活動で困ったり悩んでいたら、ぜひ温かく手を差し伸べていただくようお願いします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、ますます子どもたちや若者が夢や希望を抱きながらスポーツに親しむことが期待されます。本市の小学生スポーツに関わるすべての指導者、保護者をはじめ関係者が望ましいスポーツ活動の共通理解を深められるよう、このガイドラインを役立てていただければ幸いです。

平成26年2月

鳥取市教育委員会  
教育長 木下法広



# 目次

1	ガイドラインの策定にあたって	1
2	小学生期におけるスポーツ活動の意義	1
3	鳥取市の小学生スポーツの情勢	
	(1) 学校週5日制への移行	1
	(2) 学校体育活動から社会体育活動へ	2
	(3) 少年スポーツクラブとスポーツ少年団	2
	(4) 小学生のスポーツ活動に見える 一部の過熱化傾向	2
4	活動内容の指針	
	(1) 活動内容の指針	3
	(2) 指導者の心構え	5
	(3) 保護者の関わり	5
	(4) 学校の関わり	6
	(5) 行政による支援	6

## 1 ガイドラインの策定にあたって

このガイドラインは、家庭、学校、競技団体、スポーツクラブなど、小学生のスポーツ活動に関わる指導者、保護者をはじめとする関係者が、小学生スポーツの意義やその活動をめぐる情勢について共通理解を深め、広く協力し合いより良い小学生のスポーツ活動を目指していくことを趣旨としています。

## 2 小学生期におけるスポーツ活動の意義

小学生にとってスポーツは、体力向上や健康増進のみならず、集団の中で規律やルールを守ることの大切さを学んだり、共通の目標に向かって協力したりする人間関係づくりに極めて効果的であり、心身の健全な発達と豊かな人間性の育成につなげるうえで、非常に有意義な活動です。

## 3 鳥取市の小学生スポーツの情勢

### (1) 学校週5日制への移行

子どもたちがゆとりのある生活の中で、個性を生かしながら豊かに成長できるよう、学校週5日制が平成4年9月から段階的に移行され、平成14年度からは完全学校週5日制が実施されています。



## (2) 学校体育活動から社会体育活動へ



学校週5日制が月2回となった平成7年度以前においては、学校教育活動として鳥取市小学校体育連盟の枠組みのなか、陸上・水泳・野球・サッカー・バスケットボール・バレーボール・卓球の7種目をクラブ活動として教員が指導していました。こうしたクラブ活動指導に伴う教員の多忙化などの議論も踏まえ、平成8年度以降の小学生のスポーツ活動は、鳥取市小学校体育連盟の枠組みのなかで陸上・水泳を除き学校教育活動での指導から外れ、競技団体・地域などの社会体育活動での指導に委ねられています。

## (3) 少年スポーツクラブとスポーツ少年団

小学校体育連盟を除き、小学生のスポーツクラブは社会体育活動として、競技団体や地域社会が自主的に立ち上げ、献身的なボランティアに支えられ運営されています。少年スポーツクラブのうち、スポーツ少年団は日本体育協会が統括する全国組織であり、その傘下の鳥取市スポーツ少年団本部（本部長：鳥取市教育長）は、登録制度のもとで一定の指導性を有しながら、各スポーツ少年団に適正な指導方法や体罰の防止などを指導・助言しています。

## (4) 小学生のスポーツ活動に見える一部の過熱化傾向

平成22年7月の「少年スポーツクラブ活動状況調査」（鳥取市教育委員会）の結果から、次のとおり一部に活動の過熱化傾向が見受けられます。

- ① 1週間に5日以上練習が 5%（回答のあった149クラブ中 7クラブ）
- ② 平日2時間以上の練習が68%（ // 133クラブ中90クラブ）
- ③ 休日4時間以上の練習が19%（ // 139クラブ中25クラブ）

このように、鳥取市の小学生のスポーツ活動は、地域の子どもたちはスポーツを通して地域ぐるみで育てるといふ社会体育活動に多くが支えられています。鳥取市教育委員会では、その意義と献身的な取り組みを高く評価しています。

今後も、小学生のスポーツクラブ活動がさらに良いものとなるよう、関係者は以下の活動内容の指針について、再度確認しましょう。



## 4 活動内容の指針

### (1) 活動内容の指針

- 小学生のスポーツ活動に参画するすべての者は、熱心なあまり時に勝利至上主義に陥りがちな活動を見直し、スポーツ活動をルールやマナーを育てる良い機会としてとらえ、「スポーツの楽しさを通じた子どもたちの健全育成」を第一義的目的として活動しましょう。
- 小学生期は、体格、運動能力が著しく発達する時期であるため、特定のスポーツのみに偏らず、さまざまなスポーツに取り組みせましょう。
- 小学生のスポーツ活動においては、スポーツ傷害の予防のため健康管理と安全確保を最優先のうえ活動しましょう。
- 保護者、指導者、学校などの関係者は子どもを含めて互いに尊重し合い、活動方針や指導理念を理解しあえるよう、情報共有に努めて活動しましょう。

○ 活動日数・練習時間などについては、以下の遵守が望ましい。

- ① 学校教育活動を最優先とし、バランスのとれた活動にしましょう。
- ② 練習は週3日程度までとして、原則として土日のいずれかは休養日としましょう。
- ③ 第3日曜日は「家庭の日」として、可能な限り活動を控えましょう。
- ④ 通常の練習時間は、平日は2時間以内、休日は3時間以内としましょう。
- ⑤ 年間の活動計画（大会等参加計画を含む）を作成し、見通しをもった活動をしましょう。





## (2) 指導者の心構え

- 明確な指導方針や目標のもと、スポーツの楽しさを体験させ、スポーツ好きな子どもの育成に主眼を置きましょう。
- 勝利のために怪我や体調不良を押しつけて出場させたり、肩・ひじ・膝など身体の特定期間の使いすぎによるスポーツ傷害を起こさせたりしないようにしましょう。
- 活動中の子どもの健康状態に十分気を配り、体調の急変などを見逃さないようにしましょう。
- いかなる場合も体罰は許されず、活動中の言葉遣いにも細心の注意をはらいましょう。
- 子どもたち一人一人の発育・発達特性を考慮し、経験や勘のみに頼らず科学的知識に基づき指導しましょう。
- 積極的に研修会や講習会等に参加し、最新の知識や指導技術の会得もとで指導力向上に努めましょう。



## (3) 保護者の関わり

- 運動・食事・学習・休息・睡眠に留意した生活習慣づくりにより、学校生活とのバランスのとれた規則正しい生活をおくらせましょう。
- 子どもの成長や活躍に過度な期待を寄せるあまり、オーバーワークや燃え尽き症候群を誘発しないようにしましょう。
- スポーツ傷害が懸念される場合は、早期に医療機関を受診させ、適切な治療を受けさせましょう。



- 子どもたちにできることは、子どもたちに任せ、子どもたちの自発的な考えや自立した行動を促していきましょう。
- 保護者同士の連携と相互に協力し合える関係の構築に努め、自らの心理的・経済的・肉体的な負担を和らげましょう。例えば、保護者会を組織して活動することなどを提案します。

#### (4) 学校の関わり



- 教師から褒められたり励まされたりすると、子どもたちは意欲を高めます。学校でも子どもたちの社会体育活動の様子について話題にしたり、日頃の努力を認めてあげたりしましょう。
- 地域と連携を図り、子どもたちのスポーツ活動の場を「地域に」広げるように努めましょう。



#### (5) 行政による支援

- 少子化が進むなかでも競技力向上や少年スポーツ振興が継続推進できるよう、各種大会・指導者研修会・スポーツ教室などの開催経費助成や全国大会出場者への経費補助など、関係者に対する支援に努めます。
- 優良な活動事例の紹介など、保護者、指導者、学校などへの情報提供に努めます。
- 子どものスポーツ離れが進行しないよう、小学校期のみならず幼児期からの運動習慣づけに努めます。

**〈お問い合わせ〉**

**鳥取市教育委員会事務局  
生涯学習・スポーツ課**

**TEL 0857-20-3371  
FAX 0857-20-3364**